

次期「奈良県環境総合計画」の位置づけについて

1. 概要

本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、奈良県環境基本条例第10条の規定に基づき、「奈良県環境総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定しなければならない。

現計画の計画期間が、平成28年度から令和2年度までの5カ年であることから、今般、現総合計画における施策の効果検証及び課題抽出を行うとともに、それらを踏まえた新たな総合計画を策定する。

また、本県では、この総合計画の一部を構成する形で、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定する「行動計画」を策定しており、今回新たに気候変動適応法第12条に規定する「地域気候変動適応計画」も総合計画の一部を構成する形で策定する。

2. 法的根拠等

